

令和8年度 呉市放課後児童会指導員（支援員）の勤務条件等

1 任用期間

原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。

2 給 与

(1) 月額報酬

- (ア) 金 額 129,400円/月～143,500円（経験年数により昇給）
- (イ) 支給方法 本人名義の預金口座に振込み
- (ウ) 支給日 月18日（当日が土曜・休日の場合は前日）

(2) 期末勤勉手当

- (ア) 月 数 4.65月分（採用時期により変動）
- (イ) 支給日 6月30日、12月10日

3 休 日

日曜日、国民の祝日、お盆休暇（3日間）、12月29日～31日、1月2日～4日

4 勤務時間

週20時間勤務。

- 月～金曜日 14:00～18:30（うち3.50時間、休憩時間なし）
 - 早退日（給食がない日） 11:00～18:30（うち5.75時間、休憩時間なし）
 - 休校日（長期休暇） 8:00～18:00（うち6.00時間、休憩時間なし）
- （開設時間変更により18:30まで勤務することがあります。）

※勤務シフトにより、勤務開始時間等が変更となる場合があります。

※週20時間をベースに1年間の勤務時間を計算し、勤務日や勤務時間を割り振りした勤務になるため、勤務時間が変更となる場合があります。

※土曜日に出勤可能な方には、勤務をお願いすることがあります。その際には、原則、平日の勤務時間を土曜日に割り振る割振変更とさせていただきます。

5 服 務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されますが、服務の規定のうち、営利企業への従事（兼業）の制限は適用されません。ただし、次のいずれかに該当する場合には兼業をすることができません。

- (1) 兼業先との所定勤務時間の合計が1日8時間又は週40時間を超える場合
- (2) 本市の他の事務部局（教育委員会など）との兼業の場合、所定勤務時間の合計が1日7時間45分又は週38時間45分を超える場合
- (3) その他兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来たすおそれがある場合

6 その他

共済組合、雇用保険に加入。通勤手当の支給対象。